

経営・内部管理体制等

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開する上での判断基準として企業理念を定めております。企業理念である「地域とともに お客さまのために『親切』の心で」は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。

この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行行動憲章を制定し、銀行の内外に公表するとともに、役職員全員の行動基準と位置付けております。行動憲章は、「1. 揺るぎない信頼の確立 2. 質の高い金融サービスの提供 3. 法令やルールの厳格な遵守 4. 社会とのコミュニケーション 5. 従業員の人権の尊重等 6. 環境問題への取組み 7. 社会貢献活動への取組み 8. 反社会的勢力との関係遮断」の8項目からなっております。

この行動憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備しております。また、経営方針や経営成績および財政状態等、企業情報のディスクロージャーやアカウントビリティ（説明義務）等の充実にも努めております。

意思決定、執行等に係る体制として、経営の最高



意思決定および監督機関である取締役会、頭取・CEOを議長として経営に係る重要事項を審議し決定する経営会議、頭取からの権限委譲により副頭取・COOを委員長として業務執行に関する事項を審議する経営執行委員会、の3機関を置き、経営の透明性確保と経営の迅速化に重点を置いたガバナンス体制を構築しております。

千葉興業銀行行動憲章

1 揺るぎない信頼の確立

千葉興業銀行は、銀行の公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を確立します。

2 質の高い金融サービスの提供

千葉興業銀行は、地域経済を支える金融機関として、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズにお応えするとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域社会やお客さまの発展と成長に貢献します。

3 法令やルールの厳格な遵守

千葉興業銀行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

4 社会とのコミュニケーション

千葉興業銀行は、経営情報等を積極的かつ公正に開示し、広く地域社会やお客さまとのコミュニケーションを図り、透明な経営を行います。

5 従業員の人権の尊重等

千葉興業銀行は、役職員の人権と個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。

6 環境問題への取組み

千葉興業銀行は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減の実践、環境保全に寄与する金融サービスの提供などにより、環境問題に積極的に取組みます。

7 社会貢献活動への取組み

千葉興業銀行は、銀行が地域社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、地域とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。

8 反社会的勢力との関係遮断

千葉興業銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

コンプライアンス態勢の概要

当行は、銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重みを常に認識し、コンプライアンスを「役員および行員が法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」と考えております。そして、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付け、「コンプライアンスの基本方針」に則った、コンプライアンス態勢を確立しております。

コンプライアンスの運営体制

当行では、取締役会において、コンプライアンスに関する基本方針および遵守基準等の重要事項について決議し、コンプライアンス委員会(委員長:代表取締役)は、取締役会直轄の諮問機関として答申・提言により、コンプライアンス態勢の充実を図る役割を担い、組織横断的な見地から重要事項の審議等を行っております。コンプライアンス担当役員の下に、コンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部署(リスク統括部内)を設け、各部室店では、コンプライアンス責任者が、コンプライアンスに関する教育・指導等を行うとともに、コンプライアンス担当者により、法令遵守状況のチェック等責任者の補佐を行う運営体制としております。

また、コンプライアンス上の問題については、行員等が直接通報・相談できるように、コンプライアンス統括部署にコンプライアンス・ホットラインを設けております。当行グループのコンプライアンス管理については、コンプライアンス遵守状況を報告等により把握し、必要に応じて適切な対応を行っております。

コンプライアンス活動

当行では、「千葉興業銀行企業理念」および倫理面での具体的行動基準を示した「行員行動規範」その他遵守すべき法令・諸規則および実践すべきコンプライアンス活動を明示する等、具体的なコンプライアンスの遵守基準手引書としてコンプライアンスマニュアルを役職員一人ひとりに配付し、コンプライアンス研修等により周知徹底を図っております。

コンプライアンスに関連する、体制整備や研修、モニタリングなどを実施するための具体的な当行全体での実施計画として「コンプライアンス・プログラム」を経営年度ごとに策定し、各部室店単位においても「コンプライアンス・プログラム」を半期ごとに策定しております。

お客さまの個人情報の保護に関しては、個人情報保護法や金融庁ガイドラインを踏まえた各種安全管理措置を実施し、情報管理態勢を整備しております。また、全従業員を対象とした情報管理研修を毎年行い、情報取扱ルールの徹底を図っております。

今後も社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、行内への周知徹底を図り、コンプライアンス態勢をさらに充実させてまいります。

お客さま保護等管理態勢の概要

当行では、地域のお客さまからの信頼・ご期待にお応えしていくためには、お客さまの視点から業務の適切性を確保するとともに利便性の向上を図っていくことが大変重要であると考え、「お客さま保護等管理の基本方針」を定め、「商品等説明管理」「お客さまサービス管理」「お客さま情報管理」「外部委託管理」「利益相反管理」の5分野を中心とした顧客保護への取り組みを行っております。これらについては、経営陣および関係部署の長を委員とする「お客さま保護等管理委員会」を原則四半期ごとに開催し、関係部署が年度ごとに策定する実践計画の進捗状況をフォローするとともに、各分野の現状・課題・改善策等について審議を行っております。

また、当行は金融円滑化に向けた取り組みを推進するため、金融円滑化管理態勢を構築しておりますが、その取り組みにおいては、お客さまの視点に立った適正な対応が必要であることから、お客さま保護等管理態勢とも相互に連携し取り組んでまいります。

今後も組織横断的な取り組みのもと、お客さま保護の一層の向上に努めてまいります。

金融ADR制度とは

裁判外紛争解決手続き(Alternative Dispute Resolution)の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法です。ADRにはさまざまな制度・枠組みがありますが、訴訟とは異なり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡易・柔軟な紛争解決が可能な紛争解決手段です。

当行は、「一般社団法人全国銀行協会」を銀行業務に係る指定ADR機関とし、手続実施基本契約を締結しております。

全国銀行協会相談室

「全国銀行協会相談室」は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程に基づき、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。

全国銀行協会相談室

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
0570-017109 または 03-5252-3772
受付時間9:00~17:00(土・日・祝日および銀行の休業日を除きます)

ご相談・ご照会は無料です。

くわしくは、一般社団法人全国銀行協会のホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)をご参照ください。

指定紛争解決機関に関するお問い合わせ

千葉興業銀行お客さまサービス部
0120-262-026
受付時間9:00~17:00(土・日・祝日および銀行の休業日を除きます)

経営方針

平成26年度
中間期の
概要

経営・内部
管理体制等

地域への
取り組み

トピックス

中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

中間連結
決算

自己資本の
充実の状況等
について